

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部運転免許課
根拠法令等	道路交通法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 1 日施行）
【改正の概要】 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 5 号に、一定の病気等を理由に運転免許を取り消された者（特定取消処分者）の免許再取得の際の試験一部免除の規定が新設されたことにより、特定取消処分者の免許再取得に係る手数料（1,900 円）を追加する。	
施行日	上記のとおり
【その他参考事項】	